

マンション管理のための勘所

～マンションで理事になったら知っておくべきポイント～

【講師】 広島駅前法律事務所 弁護士 下西 祥平 氏



【略歴】 2007年3月 京都大学法学部 卒業
2009年3月 神戸大学法科大学院 卒業
2010年12月 大阪弁護士会に登録
弁護士法人中央総合法律事務所(大阪事務所)
にて勤務開始
2017年5月 弁護士法人中央総合法律事務所 退職
大阪弁護士会から広島弁護士会に登録換え
広島駅前法律事務所 開設
2017年9月 日本プロ野球選手会公認選手代理人 登録
2017年11月 宅地建物取引士試験 合格

【日時】 6月7日(木) 13:30～15:00 (開場13:10)

【会場】 野村證券株式会社 広島支店3階ホール

【定員】 180名

お問い合わせは

野村證券株式会社 広島支店

〒730-0032 広島市中区立町2-23

TEL:082-247-4131(代)

- ★お電話または野村證券ホームページ(<http://www.nomura.co.jp/>)よりお申込みください。
- ★定員になり次第締め切らせていただきますので、お早めにお申込みください。
- ★お電話をおかけの際には番号をお間違えのないようご注意ください。

分譲マンションには、区分所有法や管理規約等の特殊なルールのほか、管理組合(法人)、総会、理事会など、なじみのない概念が登場します。これから理事になられる方も現在理事に就任されている方も、マンション内のトラブルに安心して対応できるように、またマンション管理を委託する管理会社の良し悪しを見極める目を持ってもらうための「勘所」をご説明します。



広島駅前法律事務所

Law office in front of Hiroshima station

〒732-0052

広島市東区光町1丁目12番16号 広島ビル6階

TEL 082-258-5101

広島駅前法律事務所は、平成29年5月に、広島駅の新幹線口の目の前に開設しました。企業にまつわる法務問題全般に対応していますが、特に弁護士費用の負担が厳しい中小企業でも気兼ねなくご利用いただける企業向けサービスを提供しています。紛争を事前に回避するノウハウを提供するために、主に労務問題、取引契約書の作成・チェック、事業承継・相続に力を入れています。